

# 徳島県奨学のための給付金支給要綱

## (通則)

第1条 徳島県奨学のための給付金（以下「給付金」という。）については、予算の範囲内で支給するものとし、その支給については、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の国庫補助基準及び事務処理等について（平成26年4月1日25文科初第1455号。最終改正平成27年4月10日26文科初第1423号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (目的)

第2条 本給付金は、高等学校等に在学する全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等がいる低所得世帯を対象に給付金を支給し、授業料以外の教育に必要な経費を支援することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（同条第3号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）
- (2) 高校生等 原則として法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（同項に規定する支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。）及び高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条に規定する補助対象となる者のうち、平成26年4月1日以降入学した者（平成27年度は、1年生及び2年生を対象とする。なお、単位制の高等学校等においては、修得単位数等により知事が補助対象となる学年相当であると判断した者）並びにその他知事が別に認める者
- (3) 保護者等 法第3条第2項第3号、同法施行令（平成22年政令第122号）第1条第1項及び同法施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第2条第2項に規定する保護者等
- (4) 基準日 原則として給付金の支給を受けようとする年度の7月1日。ただ

し、給付金の支給を受けようとする年度の7月以降に入学することが定められている高校生等については、入学した年度に限り、当該入学日

#### (給付金の支給対象者)

第4条 給付金の支給対象者は、基準日において、次に掲げる要件の全てを備える者とする。

- (1) 高等学校等に在学する高校生等の保護者等であること。
- (2) 徳島県内に住所を有している保護者等であること。
- (3) 次に掲げる世帯のいずれかに属していること。
  - ア 給付金の支給を受けようとする年度の基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯
  - イ 保護者等全員の基準日を含む年度の市町村民税所得割が非課税である世帯（ア又はウの世帯を除く。）
  - ウ 保護者等全員の基準日を含む年度の市町村民税所得割が非課税である世帯で、基準日において、当該世帯に扶養されている2人目以降の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等の世帯（アの世帯を除く。）

2 前項各号の規定にかかわらず、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、対象外とする。

#### (給付金の額等)

第5条 給付金は、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、一人の高校生等につき年1回支給し、その額は別紙に定めるとおりとする。

2 給付金の支給回数は、通算3回（定時制又は通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）を受けている高校生等はこの限りでない。

#### (給付金の支給申請)

第6条 保護者等が給付金の支給を受けようとする場合は、知事が別に定める日までに、徳島県奨学のための給付金受給申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象となる高校生等の属する世帯全員の住民票記載事項証明書
- (2) 第4条第1項第3号に規定する世帯に属することを証明する書類

ア 第4条第1項第3号アに掲げる世帯

基準日における生活保護法第36条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給を証明する生活保護法（平成25年法律第144号）法律第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第2号様式）ただし、従来の「生活保護受給証明書」により生業扶助の措置状況が確認できる場合は、「生活保護受給証明書」の提出を認めるものとする。

イ 第4条第1項第3号イに掲げる世帯

基準日における保護者等全員の市町村民税所得割額を証明する書類

ウ 第4条第1項第3号ウに掲げる世帯

基準日における保護者等全員の市町村民税所得割額を証明する書類、当該世帯に高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹が扶養されていることが確認できる書類（健康保険証の写し等）

（3）対象となる高校生等の在学する高等学校等の長が発行する在学証明書（第3の1～2号様式）

（4）同項各号に規定するもののほか、知事が必要と認める書類

3 前項各号に掲げる書類に記載された内容では世帯の区分を確認できない場合及びその記載内容に疑義がある場合は、同書類に加えて扶養誓約書（第4号様式）を提出しなければならない。

4 第1項及び第2項各号に規定する申請書等の提出は、対象となる高校生等が在学する高等学校等を経由しなければならない。ただし、当該高等学校等が県外に所在する場合は、この限りでない。

### （給付金の支給決定）

第7条 知事は、保護者等から前条の規定による申請書等の提出があったときは、給付金の支給の要件について審査を行った上で、支給又は不支給を決定し、その結果を保護者等に対し書面（第5号様式又は第6号様式）により通知するものとする。

2 前項における書類の審査等において、基準日に休学している高校生等の保護者等から申請書等の提出があった場合は、給付金の支給を受けようとする年度の12月末までに当該高校生等の復学の有無を確認した上で、支給又は不支給を決定するものとする。

### （給付金の支給方法）

第8条 知事は、前条の規定により給付金の支給を決定したときは、知事が別に定める時期に保護者等が指定する保護者等名義の預金口座に振り込む方法により給付金の年額を一括で支給するものとする。

### **(給付金の代理受領)**

第9条 前条の規定にかかわらず、知事は、保護者等が負担する学校徴収金等に充てるために、保護者等から給付金の受領を高校生等が在学する高等学校等の長（以下「学校長」という。）又は学校長が指名する者（以下「学校長等」という。）に委任する旨の委任状（第7号様式）の提出があった場合は、学校長等に対し給付金を支給することができる。

### **(給付金の支給決定の取消等)**

第10条 知事は、保護者等が偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けていたことが判明した場合は、支給決定を取り消すものとする。

2 前項の規定により、支給決定を取り消された保護者等は、知事が指定する期日までに、別に指示する方法により支給された給付金の全額を返還しなければならない。

### **(雑則)**

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### **附 則**

この要綱は、平成26年6月30日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

**別紙**

世帯の区分	高等学校等の区分		年額 (1人当たり)
1 第4条第3号のアに掲げる世帯	国公立の高等学校等	通信制以外	32,300円
		通信制	
	私立の高等学校等	通信制以外	52,600円
		通信制	
2 第4条第3号のイに掲げる世帯	国公立の高等学校等	通信制以外	37,400円
		通信制	36,500円
	私立の高等学校等	通信制以外	39,800円
		通信制	38,100円
3 第4条第3号のウに掲げる世帯	国公立の高等学校等	通信制以外	129,700円
		通信制	36,500円
	私立の高等学校等	通信制以外	138,000円
		通信制	38,100円

**備 考**

- 1 この表に掲げる国公立の高等学校等は、次のとおりとする。
  - (1) 国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）が設置する高等学校等
  - (2) 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体が設置する高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
  - (3) 地方公共団体が設置する専修学校
- 2 私立の高等学校等は、1に規定する者以外の者が設置する高等学校等とする。